

令和 5 年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会
(第 2 回)

日時：令和 6 年 2 月 1 日（木）10：00～12：00
場所：中央合同庁舎第 8 号館 8 階 8 1 6 会議室

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 見直しの方向性（案）について

3. その他

災害に係る住家の被害認定に関する検討会
委員名簿

(五十音順、敬称略)

委員

勝 山 輝 夫	福島市財務部資産税課長
喜々津 仁密	国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室長
佐久間 順三	有限会社設計工房佐久間顧問
猿 田 実	秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課副参事
田 中 聡	常葉大学社会環境学部社会環境学科教授
中 埜 良 昭	東京大学生産技術研究所教授（座長）
浜 口 英 章	延岡市都市建設部建築指導課業務推進監兼課長補佐・建築審査係長
平井 香奈子	茂原市企画財政部市民税課長
藤 田 香 織	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授

オブザーバー

警察庁警備局警備運用部警備第二課災害対策室

消防庁国民保護・防災部防災課

中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室

	主な指摘事項	対応（案）
1	1.8メートル以上についても1次調査で判定できる基準を示すべき。一方、事例が少ないのであれば、慎重に判断すべき。いずれにせよ、シミュレーションを提示して議論すべき。	1.8メートル以上の場合のシミュレーションを提示し、議論する。 （資料4・資料5）
2	総二階建ての場合、2次調査で判定が下がる傾向がある。	総二階建てと一部二階建てを区別することは難しいため、引き続きモデル住家を対象に検討する。
3	外力のあり・なしで差がある部位については、理由を明確にすべき。	ご指摘の通り修正する。（資料6）
4	外力あり、外力なしの判断基準が分かりにくいいため、写真を示すなど、現場で混乱が生じないよう、基準を明確にすべき。	写真を含めて基準を示す。（資料7）
5	内水氾濫時の1次調査で傾斜を測定する場合があるため、水害フローに参考として記載した方が分かりやすい。	ご指摘の通り修正する。（資料8）
6	土砂堆積等の地盤被害の場合、液状化等の地盤被害フローを活用する場合があるため、参考として水害フローに参考として記載した方が分かりやすい。	ご指摘の通り修正する。（資料8）

戸建て 1～2 階建ての木造・プレハブ※¹ の場合、浸水深による簡易な判定が可能。

（被災者からの申請により、第 2 次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査を行うことも可能。）

浸水深	外力あり※ 2	新規	外力なし
床上1.8m以上	全壊	大規模半壊 追加	
床上 1 m以上1.8m未満	大規模半壊	中規模半壊	
床上0.5m以上1m未満	中規模半壊	半壊	
床上0.1m以上0.5m未満	半壊		
床上0.1m未満		準半壊	
床下浸水	準半壊に至らない (一部損壊)		

※¹ 在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

※² 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合。

「外力なし」の場合の損害割合シミュレーション

表：浸水深別の損害割合

	部位名称	構成比 (%)	損害割合 (%)					
			住家が 全て水没	1.8m 以上	1.0m 以上 1.8m未満	0.1m 以上 1.0m 未満	0.1m 未満	(床下)
1	屋根	15	7	5	0	0	0	0
2	柱（又は耐力壁）	15	0	0	0	0	0	0
3	床（階段を含む。）	10	6	5	5	4	3	0
4	外壁	10	5	4	4	4	4	0
5	内壁	10	7	6	6	6	0	0
6	天井	5	5	4	0	0	0	0
7	建具	15	8	7	7	6	2	0
8	基礎	10	1	1	1	1	1	1
9	設備	10	8	8	8	5	5	0
	合計	100	47	40	31	26	15	1

色付き：「中規模半壊」区分からの加算部分

※ 各損害割合は、面積率及び重み付け計算後の値。

(1) 屋根（構成比 15%）

区分	損害割合	損傷程度
住家が 全て水没	7	Ⅲ（1階・2階の100%） 浸水により屋根断熱材、屋根防水材の機能損失が見られる
1.8m～	5	Ⅲ（1階の100%） 浸水により屋根断熱材、屋根防水材の機能損失が見られる
～1.8m	0	損傷無し

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅲ ・ 浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。 ・ 浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。 ・ <u>浸水により下地材の損傷が見られる。</u>	

（参考）3市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.8m 以上	1.9m	0	Ⅱ・10%
	1.88m	1	Ⅲ・20%

(3) 床 (構成比 10%)

区分	損害割合	損傷程度
住家が 全て水没	6	Ⅳ (1 階の 20%) 汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ (1 階の 80%・2 階の 100%) 床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。
1.8m～	5	Ⅳ (1 階の 20%) 汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ (1 階の 80%) 床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。
1.0m～ 1.8m	5	Ⅳ (1 階の 20%) 汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ (1 階の 80%) 床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。
0.1m～ 1.0m	4	Ⅳ (1 階の 20%) 汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ (1 階の 40%) 床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる Ⅱ (1 階の 40%) 床板に若干の浮き、汚損等がみられる。
0m ～ 0.1m	3	Ⅲ (1 階の 60%) 畳の機能損失及び床板の著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる Ⅱ (1 階の 40%) 床板に若干の浮き、汚損等がみられる。
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
程度Ⅳ ・床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である(基礎の構造が布基礎又はべた基礎の住家に限る。)。	
程度Ⅲ ・浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。 ・浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。 ・浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 ・浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 ・浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。	
程度Ⅱ ・浸水により床板の汚損が見られる。 ・浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 ・浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。	

(参考) 3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	2m	7	Ⅳ・100%
0.1m～ 1.0m	0.2m	3	Ⅳ・50%+Ⅱ・50%
0 0.1m	0.03m	3	Ⅲ・20%+Ⅰ・80%

(4) 外壁（構成比 10%）

浸水深	損害割合	損傷程度
住家が 全て水没	5	Ⅲ（1 階・2 階の 100%）仕上材に浸水による汚損等がみられる。
1.8m～	4	Ⅲ（1 階の 100%）仕上材に浸水による汚損等がみられる。
1.0m～ 1.8m	4	Ⅲ（1 階の 100%）仕上材に浸水による汚損等がみられる。
0.1m～ 1.0m	4	Ⅲ（1 階の 100%）仕上材に浸水による汚損等がみられる。
0m ～ 0.1m	4	Ⅲ（1 階の 100%）仕上材に浸水による汚損等がみられる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅲ ・ 浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。 ・ 浸水により仕上材の汚損が見られる。 ・ 浸水により塗土の半分が剥落している。	

（参考）3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	1.18m	3	Ⅲ・100%
0.1m～ 1.0m	0.5m	4	Ⅲ・100%
0 0.1m ～	0.04m	4	Ⅲ・100%

(5) 内壁（構成比 10%）

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
住家が 全て水没	7	V（1 階・2 階の 40%）：外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（1 階・2 階の 60%）：間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
1.8m～	6	V（1 階の 40%）：外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（1 階の 60%）：間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
1.0m～ 1.8m	6	V（1 階の 40%）：外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（1 階の 60%）：間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0.1m～ 1.0m	6	V（1 階の 40%）：外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（1 階の 60%）：間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0m ～ 0.1m	0	損傷なし
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度 V ・浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・<u>浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。</u> （再使用が不可能な程度） ・浸水により塗土の大半が剥落している。	
程度 Ⅲ ・浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・<u>浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。</u> （下地材の交換を要しない程度） ・浸水により塗土の半分程度が剥落している。	

（参考）3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	1.18m	6	V・100%
0.1m～ 1.0m	0.5m	6	V・50%+Ⅲ50%
0 0.1m ～	0.03m	1	Ⅲ・10%

(6) 天井（構成比5%）

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
住家が 全て水没	5	V（1 階・2 階の 100%）：浸水により、下地材・天井板の交換を要する程度吸水、膨張、不陸等の機能損失が見られる。
1.8m～	4	V（1 階の 100%）：浸水により、下地材・天井板の交換を要する程度吸水、膨張、不陸等の機能損失が見られる。
～1.8m	0	損傷無し

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度 V ・ <u>浸水による下地材・化粧せっこうボード・その他天井材の吸水・膨張・不陸等の機能損失が見られる。</u> （下地材・天井板の交換を要する程度）。	

（参考）3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.8m～	不明	4	V・80%+Ⅲ・20%
	1.88m	1	Ⅳ・20%

(7) 建具 (構成比 15%)

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
住家が 全て水没	8	V (1 階・2 階の 50%) : 内部建具について浸水によるゆがみや面材の膨張等がみられる。 I (1 階・2 階の 50%) : 外部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
1.8m～	7	V (50%) : 内部建具について浸水によるゆがみや面材の膨張等がみられる。 I (50%) : 外部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
1.0m～ 1.8m	7	V (50%) : 内部建具について浸水によるゆがみや面材の膨張等がみられる。 I (50%) : 外部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
0.1m～ 1.0m	6	V (40%) : 内部建具の一部について浸水によるゆがみや面材の膨張等がみられる。 I (60%) : 内部建具の一部及び外部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
0m ～ 0.1m	2	V (10%) : 内部建具の一部について浸水によるゆがみや面材の膨張等がみられる。 I (90%) : 内部建具の一部及び外部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
程度 V ・ 浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・ 浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。 <u>(再使用が不可能な程度)</u>	
程度 I ・ 浸水による襖・障子・ドアの破損 (表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、<u>再使用が可能な程度</u>)	

(参考) 3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	1.18m	9	V・100%
0.1m～ 1.0m	0.2m	8	V・50%+ I・30%
0 ～ 0.1m	0.03m	0	被害無し

(8) 基礎（構成比 10%）

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
住家が 全て水没	1	損傷率 10% : 床下汚泥の堆積
1.8m～	1	損傷率 10% : 床下汚泥の堆積
1.0m～ 1.8m	1	損傷率 10% : 床下汚泥の堆積
0.1m～ 1.0m	1	損傷率 10% : 床下汚泥の堆積
0m ～ 0.1m	1	損傷率 10% : 床下汚泥の堆積
(床下)	1	損傷率 10% : 床下汚泥の堆積

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
・ <u>基礎の構造がべた基礎又は布基礎の住家において、浸水により床下に汚泥が堆積している場合、汚泥による損傷率は 10%とする。</u>	

(参考) 3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	1.18m	1	床下汚泥
0.1m～ 1.0m	0.5m	1	床下汚泥
0 0.1m ～	0.04m	1	床下汚泥

(9) 設備 (構成比 10%)

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
住家が 全て水没	8	浴室損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 台所損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
1.8m～	8	浴室損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 台所損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
1.0m～ 1.8m	8	浴室損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 台所損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0.1m～ 1.0m	5	浴室損傷率 10%：汚損。 台所損傷率 10%：汚損。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0m ～ 0.1m	5	浴室損傷率 10%：汚損。 台所損傷率 10%：汚損。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
浴室の設備の損傷例 ・ <u>浴槽が破損し配管が詰まっている (1%)。</u> ・ <u>浴室のバスタブが破損している。(2%)</u> ・ 浴槽：転倒し、配管が切れ再使用が不可能。(3%)	
台所の設備の損傷例 ・ 台所の流し台が汚損し、配管が詰まっている。(1%) ・ <u>台所の流し台が移動し、損傷は大きいが再利用は可能。(2%)</u> ・ システムキッチンのコンロ類が浸水により故障して使用不可能になっている。(3%)	
水廻りの衛生設備 (浴室、台所を除く)、ベランダ等の損傷例 ・ 便器、手洗い：配管が外れている。 ・ <u>洗面：汚損し、配管が詰まっている。</u>	

(参考) 3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	1.18m	10	浴室 (30%)、台所 (30%)、衛生設備・ベランダ (40%)
0.1m～ 1.0m	0.5m	5	浴室 (10%)、台所 (10%)、衛生設備・ベランダ等 (20%)
0～0.1m	0.04m	5	浴室 (10%)、衛生設備・ベランダ等 (30%)

「外力あり」の場合の損害割合算定シミュレーション

表：浸水深別の損害割合

	部位 名称	構成比 (%)	損害割合 (%)				
			1.8m 以上	1.0m 以上 1.8m 未満	0.5m 以上 1.0m 未満	0.5m 未満	(床下)
1	屋根	15	0	0	0	0	0
2	柱（又は耐力壁）	15	5	3	1	1	0
3	床（階段を含む。）	10	7	5	4	3	0
4	外壁	10	8	6	5	4	0
5	内壁	10	8	7	6	6	0
6	天井	5	0	0	0	0	0
7	建具	15	13	11	7	6	0
8	基礎	10	1	1	1	1	1
9	設備	10	10	10	8	5	0
	合計	100	52	43	32	26	1

赤字：「外力なし」からの加算部分

※ 各損害割合は、面積率及び重み付け計算後の値。

(2) 柱（構成比 15%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	5	Ⅳ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に折損が見られる。 Ⅲ（50%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
1.0m～ 1.8m	3	Ⅳ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に折損が見られる。 Ⅲ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
0.5m～ 1.0m	1	Ⅲ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
0m ～ 0.5m	1	Ⅲ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅳ 【在来工法】 柱、梁に折損が見られる。 柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。 【鉄骨系プレハブ】 - 局部座屈による中くらいの変形が柱に生じている。 - 梁接合部の亀裂、ボルトの一部破断が見られる。	
程度Ⅲ 【在来工法】 - 柱と梁の仕口にずれが生じている。 柱、梁に割れが見られる。 【鉄骨系プレハブ】 - 局部座屈による小さな変形が柱に生じている。 - 梁接合部の変形が見られる。	

(3) 床（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	7	Ⅳ（100%）漂流物を含む水流の力により、床板に著しい不陸、折損がみられる。
1.0m～ 1.8m	5	Ⅳ（40%）漂流物を含む水流の力により、床板に著しい不陸、折損がみられる。また、一部で汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ（60%）漂流物等を含む水流の力により、床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。
0.5m～ 1.0m	4	Ⅳ（20%）一部、汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ（40%）床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。 Ⅱ（40%）浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。
0m ～ 0.5m	3	Ⅲ（60%）床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。 Ⅱ（40%）浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。
（床下）	0	損傷なし

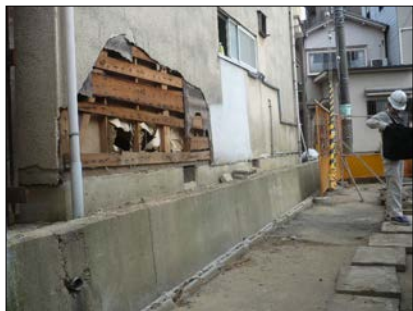
（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅳ - 床板に著しい不陸、折損が見られる。 - 床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である（基礎の構造が布基礎又はべた基礎の住家に限る。）。	
程度Ⅲ - 浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。 - 浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。 - 浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 - 浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 - 浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。	
程度Ⅱ - 浸水により床板の汚損が見られる。 - 浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 - 浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。	

(4) 外壁（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	8	V（100%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。
1.0m～ 1.8m	6	V（30%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。 IV（30%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。 Ⅲ（40%）仕上材の浮き・剥離・脱落が生じるとともに、浸水による汚損等がみられる。
0.5m～ 1.0m	5	IV（20%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落し、下地材にひび割れが生じている。 Ⅲ（80%）漂流物を含む水流の力により、仕上材の浮き・剥離・脱落が生じるとともに、浸水による汚損等がみられる。
0m ～ 0.5m	4	Ⅲ（100%）漂流物を含む水流の力により、仕上材の浮き・剥離・脱落が生じるとともに、浸水による汚損等がみられる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度 V 【共通】 ・ <u>仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。</u>	
程度 IV 【モルタル塗り仕上等】 ・ <u>仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。</u> 【ボード】 ・ 釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	
程度 Ⅲ 【共通】 ・ <u>浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。</u> ・ <u>浸水により仕上材の汚損が見られる。</u> ・ 浸水により塗土の半分が剥落している。	

(5) 内壁（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	8	V（100%）漂流物を含む水流の力により、外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られ、間仕切壁も下地材の損傷が見られる。
1.0m～ 1.8m	7	V（60%）漂流物を含む水流の力により、外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られ、間仕切壁も一部で下地材の損傷が見られる。 Ⅲ（40%）間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0.5m～ 1.0m	6	V（40%）外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（60%）間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0m ～ 0.5m	6	V（40%）外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（60%）間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅴ ・ 浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・ 浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。<u>（再使用が不可能な程度）</u> ・ 浸水により塗土の大半が剥落している。	
程度Ⅲ ・ 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・ 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。<u>（下地材の交換を要しない程度）</u> ・ 浸水により塗土の半分程度が剥落している。	

(7) 建具 (構成比 15%)

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	13	V (100%) 漂流物を含む水流の力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊がみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。
1.0m～ 1.8m	11	V (80%) 漂流物を含む水流の力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊が一部でみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。 III (20%) 漂流物を含む水流の力により、外部建具の一部についてガラスの破損や可動部の破損等がみられる。
0.5m～ 1.0m	7	V (40%) 漂流物を含む水流の力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊が一部でみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。 III (30%) 漂流物を含む水流の力により、外部建具の一部についてガラスの破損や可動部の破損等がみられる。 I (30%) 内部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
0m ～ 0.5m	6	V (30%) 漂流物を含む水流の力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊が一部でみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。 III (30%) 漂流物を含む水流の力により、外部建具の一部についてガラスの破損や可動部の破損等がみられる。 I (40%) 内部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
程度 V 【アルミサッシ】 ・ 枠ごとはずれて破壊されている 【アルミドア、木製ドア】 ・ 破壊されている。 【共通】 ・ 浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・ 浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。(再利用が不可能な程度)	
程度 III 【木製サッシ】 ・ 破損し、開閉が不能になっている 【アルミサッシ】 ・ ガラスが破損している。	
程度 I ・ 浸水による襖・障子・ドアの破損 (表面、格子・縁の洗淨、張り替えによって、再利用が可能な程度)	

(8) 基礎（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
1.0m～ 1.8m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
0.5m～ 1.0m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
0m ～ 0.5m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
(床下)	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
・ <u>基礎の構造がべた基礎又は布基礎の住家において、浸水により床下に汚泥が堆積している場合、汚泥による損傷率は 10%とする。</u>	

(10) 設備（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m～	10	漂流物を含む水流の力により、大きく損傷。 浴室損傷率 30%：再使用不可能。 台所損傷率 30%：再使用不可能。 その他 30%：トイレ、洗面、給湯器の機能損失
1.0m～ 1.8m	10	漂流物を含む水流の力により、大きく損傷。 浴室損傷率 30%：再使用不可能。 台所損傷率 30%：再使用不可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0.5m～ 1.0m	8	漂流物を含む水流の力により、大きく損傷。 浴室損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 台所損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0m ～ 0.5m	5	浴室損傷率 10%：汚損。 台所損傷率 10%：汚損。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
(床下)	0	損傷なし

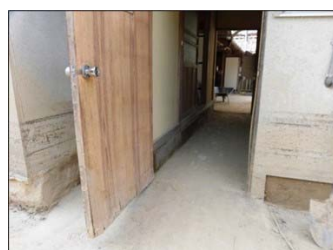
(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
浴室の設備の損傷例 ・ 浴槽が破損し配管が詰まっている（1%）。 ・ 浴室のバスタブが破損している。（2%） ・ <u>浴槽：転倒し、配管が切れ再使用が不可能。（3%）</u>	
台所の設備の損傷例 ・ 台所の流し台が汚損し、配管が詰まっている。（1%） ・ 台所の流し台が移動し、損傷は大きいが再利用は可能。（2%） ・ <u>システムキッチンのコンロ類が浸水により故障して使用不可能になっている。（3%）</u>	
水廻りの衛生設備（浴室、台所を除く）、ベランダ等の損傷例 ・ 便器、手洗い：配管が外れている。 ・ <u>洗面：汚損し、配管が詰まっている。</u>	

外力が作用することによる一定以上の損傷

資料 7

外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50%～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷がそれぞれ1箇所以上発生している場合、「外力あり」とする。

	外力あり		外力なし	
	外壁	建具	外壁	建具
程度Ⅲ	 【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落している。 【ボード】目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。	 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	 【共通】浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。 浸水により仕上材の汚損が見られる。 浸水により塗土の半分が剥落している。	(該当無し)
程度Ⅳ	 【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。 【ボード】釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。	(該当無し)	(該当無し)
程度Ⅴ	 【共通】仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。	 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。	 【共通】 ・浸水により下地材、パネルの吸水、膨張、不陸が見られる。 ・浸水により仕上材の大半の浮き・剥離・脱落が見られる。 ・浸水により仕上材の大半の汚損等が見られる。 ・浸水により塗土の大半が剥落している。	 【共通】 ・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。（再使用が不可能な程度）

災害に係る住家の被害認定基準運用指針新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

新	旧
【 総 則 】 1. 目的 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。 <u>なお、市町村が、地域の実情、災害の規模等に応じ、本運用指針に定める調査方法や判定方法によらずに被害認定調査を行うことを妨げるものではない。</u> 2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等 本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至ら	【 総 則 】 1. 目的 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。 2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等 本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至ら

新

ない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
<u>住家全壊 (全焼・全流失)</u>	<u>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</u>
<u>住家半壊 (半焼)</u>	<u>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。</u>

旧

ない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
<u>全壊</u>	<u>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。</u>
<u>大規模半壊</u>	<u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもとする。</u>
<u>中規模半壊</u>	<u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家</u>

新				旧	
		大規模半壊	<u>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>		<u>の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。</u>
		中規模半壊	<u>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>	半壊	<u>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。</u>
		半壊	<u>住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上30%未満のものとする。</u>	準半壊	<u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。</u>
	準半壊	<u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める</u>			
※全壊、半壊：被害認定基準による。					
※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 4 月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。					
※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。					
※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣					

新		旧
	<u>損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u>	<u>府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）</u>
※被害認定基準による。 ＊本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。		＊本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。
3～4. （略）		3～4. （略）
5. 調査方法		5. 調査方法
（略）		（略）
●水害による被害 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。 なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。		●水害による被害 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 <u>ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</u> 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。 なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

新	旧
(略) 6. 判定方法 (略) - 平成 21 年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等 - 平成 25 年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加 等 - 平成 30 年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等 - 令和 2 年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等 - 令和 3 年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等 - 令和 6 年改定 「水害編」の「第1次調査」における、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の「浸水深	(略) 6. 判定方法 (略) - 平成 21 年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等 - 平成 25 年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加 等 - 平成 30 年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等 - 令和 2 年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等 - 令和 3 年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等

新	旧
<u>による判定」を変更 等</u> (略) ●水害による被害 (略) (2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ) 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上 <u>50%未満</u>とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上 <u>40%未満</u>とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合には、第1次調査において浸水深が<u>床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を40%以上50%未満とし「大規模半壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を30%以上40%未満とし「中規模半壊」、床上0.1m以上1m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上0.1m未満のときは、住家の損害割合を10%以</u>	(略) ●水害による被害 (略) (2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ) 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合には、第1次調査において<u>一見して浸水深（最も深い部分）</u>が床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 ※外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を

新	旧
<u>上 20%未満とし「準半壊」、床上</u>まで達していないときは、住家の損害割合を 10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 ※外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が 50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ 1 箇所以上発生している場合をいう。 （略） 7 ～ 1 2. （略）	除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ 1 箇所以上発生している場合をいう。 （略） 7 ～ 1 2. （略）

新	旧
<第 1 編 地震による被害> (略)	<第 1 編 地震による被害> (略)

新	旧
<第2編 水害による被害> 水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の	<第2編 水害による被害> 水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 <u>ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することもある。</u> 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生

新	旧
損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。 第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。 なお、第2次調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。 また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。	している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。 第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。 なお、第2次調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。 また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

新

【木造・プレハブ】

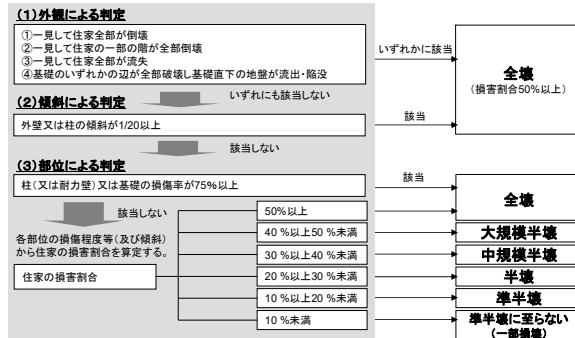
※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

【第1次調査】※1 戸建ての1～2階建ての場合



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

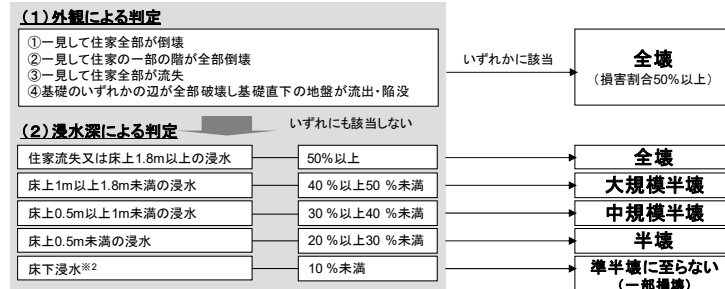
旧

【木造・プレハブ】

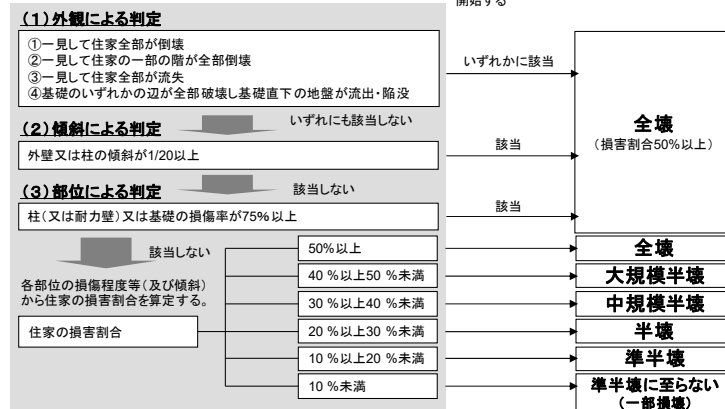
※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生している場合



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新

※1 傾斜を測定した場合は、その結果を調査票に記載しておくことも考えられる。なお、具体的な傾斜の測定方法は「2. 第2次調査に基づく判定（2）傾斜による判定」を参照のこと

※2 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。

※3 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

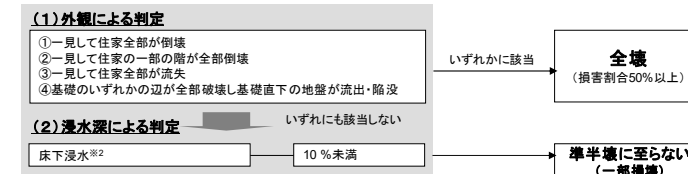
（削除）

旧

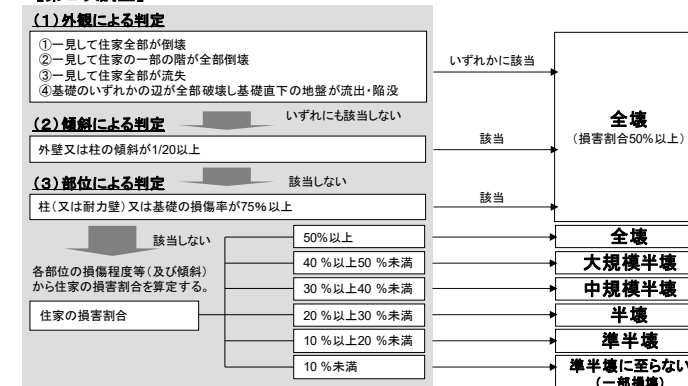
※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。

※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生していない場合



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施
※再調査では第2次調査（3）部位による判定を中心に実施する

被災者から再調査の依頼があった場合

新	旧
1. 第1次調査に基づく判定 (略) ②津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合 ①に掲げる損傷が、外壁に1箇所も発生していない、又は建具（サッシ・ガラス・ドア）に1箇所も発生していない場合には、<u>外観目視調査により、浸水深を把握し、下表により被害の程度を判定する。</u> ただし、水害に加えて、風害等による複合的な被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。	※1 <u>外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。</u> ※2 <u>水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。</u> 1. 第1次調査に基づく判定 (略) ②津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合 ①に掲げる損傷が、外壁に1箇所も発生していない、又は建具（サッシ・ガラス・ドア）に1箇所も発生していない場合で、<u>浸水深（最も深い部分）が床上まで達していないときは、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定して調査を終了する。なお、浸水深（最も深い部分）が床上以上である場合は、引き続き第2次調査を実施する。</u> ただし、水害に加えて、風害等による複合的な被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

新				旧																				
<table><tr><td>床上1.8m以上</td><td>住家の損害割合 40%以上</td><td>大規模半壊</td><td>☐</td></tr><tr><td>床上1m以上 1.8m未満の浸水</td><td>住家の損害割合 30%以上</td><td>中規模半壊</td><td>☐</td></tr><tr><td>床上0.1m以上 1m未満の浸水</td><td>住家の損害割合 20%以上</td><td>半壊</td><td>☐</td></tr><tr><td>床上0.1m未満の浸水</td><td>住家の損害割合 10%以上</td><td>準半壊</td><td>☐</td></tr><tr><td>床下浸水</td><td>住家の損害割合 10%未満</td><td>準半壊に 至らない (一部損壊)</td><td>☐</td></tr></table>				床上1.8m以上	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐	床上1m以上 1.8m未満の浸水	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	☐	床上0.1m以上 1m未満の浸水	住家の損害割合 20%以上	半壊	☐	床上0.1m未満の浸水	住家の損害割合 10%以上	準半壊	☐	床下浸水	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	☐	(新規作成)
床上1.8m以上	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐																					
床上1m以上 1.8m未満の浸水	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	☐																					
床上0.1m以上 1m未満の浸水	住家の損害割合 20%以上	半壊	☐																					
床上0.1m未満の浸水	住家の損害割合 10%以上	準半壊	☐																					
床下浸水	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	☐																					
※ <u>【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合に適用</u>																								
2. 第2次調査に基づく判定				2. 第2次調査に基づく判定																				
(略)				(略)																				

新	旧
<第3編 風害による被害> (略)	<第3編 風害による被害> (略)

新	旧
<第 4 編 液状化等の地盤 被害による被害> (略)	<第 4 編 液状化等の地盤 被害による被害> (略)

住家の損害割合

いずれか
高い方

= 主要階の損害割合

+ その他階の損害割合

= 主要階の損害割合 × 1.25 + その他階の損害割合 × 0.5

※主要階の価値を考慮

$$\text{階の損害割合} = \Sigma \left(\frac{\text{各部位の損傷率} \times \text{部位別構成比} \times \frac{\text{当該階の面積}}{\text{全ての階の面積}} \right)$$

各部位の損傷率※

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{程度Ⅰの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 10\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅱの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 25\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅲの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 50\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅳの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 75\% \\ &+ \frac{\text{程度Ⅴの部分の面積}}{\text{各階での部位の全面積}} \times 100\% \end{aligned}$$

部位別構成比（木造・プレハブ）

屋根	15%
柱（又は耐力壁）	15%
床（階段を含む）	10%
外壁	10%
内壁	10%
天井	5%
建具	15%
基礎	10%
設備	10%

※基礎及び設備は別に算出

基礎 = 損傷基礎長 / 外周基礎長

設備 = 台所30%、風呂30%、その他40%を上限に判定

損傷程度の例示の抜粋（水害：屋根及び天井）

参考資料 2

	屋根		天井	
程度Ⅰ	(浸水被害は該当無し)		(浸水被害は該当無し)	
程度Ⅱ	浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。		(浸水被害は該当無し)	
程度Ⅲ	浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。 浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。 浸水により下地材の損傷が見られる。		(浸水被害は該当無し)	
程度Ⅳ	(浸水被害は該当無し)		浸水による天井仕上（クロス等）の剥離・表面劣化が見られる。 （下地材の交換を要しない程度）	
程度Ⅴ	(浸水被害は該当無し)		浸水による下地材・化粧せっこうボード・その他天井材の吸水・膨張・不陸等の機能損失が見られる。 （下地材・天井板の交換を要する程度）	

※それぞれ浸水による損傷程度の例示があるものを抜粋